

えいへいじ訪問介護ステーション 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会（以下「永平寺町社協」という。）が開設するえいへいじ訪問介護ステーション（以下「事業所」という。）は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことによって、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、前条の目的を達成するため、事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 えいへいじ訪問介護ステーション
- （2）所在地 福井県吉田郡永平寺町飯島第6号34番地

（従事者の職種、員数および職務内容）

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名
 - （2）サービス提供責任者 介護福祉士 2名
 - （3）訪問介護員 介護福祉士 7名
ホームヘルパー養成研修2級課程修了者 9名
- 2 訪問介護員等の員数は指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令37号）第5条に規定する員数を下回らないものとする。
- 3 管理者は、事業所の従事者の管理および業務の管理を一元的に行うものとする。
- 4 サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、指定訪問介護の提供に当たるものとする。
- 5 訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たるものとする。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 午前7時から午後9時までとする。

(指定訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(利用料、その他の費用の額)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費はこれを徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、永平寺町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、指定訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(従事者の研修)

第10条 事業所は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

(秘密の保持)

第11条 従事者は、業務上知り得た個人の秘密を在職中はもちろんのこと、退職後も漏らしてはならない。

(苦情処理)

第12条 事業所は、指定訪問介護に関する利用者や家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第 13 条 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には速やかに永平寺町、利用者の家族、居宅介護支援専門員等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第 14 条

事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所において、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的(3月に1回以上)に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じて随時開催する。また、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

(2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的(年1回以上)に開催する。

(業務継続計画の策定等について)

第 15 条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用

者を発見した場合は、速やかに、これを永平寺町に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第17条 事業所は、指定訪問介護(指定介護予防訪問介護)に関する諸記録を整備し、その完結の日(当該指定訪問介護(指定介護予防訪問介護)を提供した日をいう)から最低5年間は保存するものとする。

2 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関する重要事項は永平寺町社協会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成20年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成21年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成22年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成27年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和6年4月1日から一部改正施行する。